

本紙5月1日号は4月20日時点の情報です。最新情報は市ホームページなどでご確認ください

# 広報伊丹

この号の主な内容	
2面	外出自粛に協力を
3面	統合再編基本協定を締結
4面	猪名野神社が県重要有形文化財に
5面	健康 6・7面 みんなの窓など

人口●198,238(+265) 世帯数●82,911(+919)  
2020年4月1日推計 ( )は前年4月1日比  
発行・伊丹市広報課 

〒664-8503兵庫県伊丹市千僧1-1 ☎072-783-1234(代表) ファクス072-784-8107(広報課) ホームページ <http://www.city.itami.lg.jp/>

## 新型コロナウイルス

### うつらない・うつさない

#### 市長メッセージ

兵庫県を含む7都府県に、国が「緊急事態宣言」を発令してから20日余りが経過しました。新たに、兵庫県を含む13都道府県は、特に重点的な感染拡大防止に向けた取り組みが必要な「特定警戒都道府県」とされています。

学校園や公共施設の休業、イベントの中止など、本市から市民や市内事業者の皆さまに対する、新型コロナウイルス感染症の感染抑制に向けた対策やお願いに、ご理解とご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

また、この間も医療従事者をはじめ、社会生活を維持するために休まずに努力いただいている皆さまに敬意を表します。

私からの繰り返しのお願いとなりますが、社会全体を守るため、ゴールデンウィーク中におきましても徹底して外出をお控えいただき、手洗いや咳エチケットなど感染予防対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

緊急経済対策として政府が打ち出した、一人につき一律10万円給付とする「特別定額給付金」につきましては、本市においても早急に取り組むこととして、給付にかかる組織を設置したところです。

また、感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し事業の継続を下支えするなど、事業全般に広く使える給付金として支給される「持続化給付金」や、休業要請に応じた県内の事業者に対し経営の継続を目的として支給される「経営継続支援金」につきましても、国、県と連携して対応してまいりますので、市ホームページや広報伊丹などで最新の情報をご覧ください。

#### 中止・閉鎖情報

いずれも5月6日(休)まで。最新情報は市ホームページなどで確認を。

- 市主催イベント：中止
- 各支所・分室：閉鎖(くらしのプラザ・「ふらっと」人権センター含む)
- 阪急伊丹駅前市バス総合案内所：閉鎖
- 市内公共施設：休業(一覧や最新情報などは二次元コードから確認を)
- 特定健診・がん検診など：成人が対象になる市の健(検)診を中止
- 市民相談：市市民相談課で実施の市民相談を中止



#### 相談窓口

- ◎新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口  
県24時間対応コールセンター☎078-362-9980
- ◎同感染症が疑われる場合の相談窓口  
帰国者・接触者相談センター(伊丹健康福祉事務所内)  
☎785-9437  
受付時間：月～金曜の午前9時～午後5時半
- ◎県の緊急事態措置に関する相談窓口  
県緊急事態措置コールセンター☎078-362-9921  
受付時間：月～金曜の午前9時～午後6時

#### 1人につき一律10万円 特別定額給付金

国は、1人につき一律10万円の給付を行います。後日、市が申請書を郵送します。申請書に必要事項を書いて郵送で申請してください。マイナンバーカードを持っている人はオンライン申請も可能です。詳しくは、市ホームページ(右二次元コードから読み取り可)で確認を。



市特別定額給付金事業推進班☎764-7786

- 総務省コールセンター☎03-5638-5855(月～金曜の午前9時～午後6時半)
- ◎住居確保給付金  
新型コロナウイルス感染症により休業などで住居を失う恐れがある人を対象に「住居確保給付金」を支給し、家賃を補助します。申し込みは、くらし・相談サポートセンター☎780-4344へ。要予約。
- ◎傷病手当金  
【支給開始日】働けなくなった日が3日続いた後、次に働けなくなった日から【対象】①市国民健康保険か②後期高齢者医療保険に加入し、給与収入があり1月1日以降に▷新型コロナウイルス感染症に感染した▷発熱などの症状があり、感染が疑われる—人【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数(上限あり)。申し込みは郵送で。  
①市国保年金課☎784-8040②市後期医療福祉課☎784-8041

#### 中小企業などへの支援

- ◎経営継続支援金  
【対象・支援額】▷休業要請に応じた事業所＝中小企業100万円、個人事業主50万円▷営業時間短縮などに応じた飲食店など＝中小企業30万円、個人事業主15万円。詳しくは右二次元コードから確認を。  
休業要請事業者経営継続支援事業相談窓口  
☎078-362-9301(午前9時～午後6時)
- ◎持続化給付金  
【対象・給付額(上限)】売上が前年同月比50%以上減少している事業者のうち▷法人＝200万円▷個人事業主＝100万円。  
中小企業金融・給付金相談窓口☎0570-783183(午前9時～午後5時)
- ◎事業所消毒費用を補助  
感染症患者が発生した場合などに、保健所の指示に基づき実施した消毒作業(専門業者への委託、物品の購入など)の費用補助を次の通り行います。  
【対象】2月以降に消毒作業を行った市内中小事業所・店舗など【補助額】1事業所につき上限10万円。  
市商工労働課☎784-8047



#### 除菌用の酸性電解水を無償提供

【配布時間】午前9時半～午後4時半(正午～午後1時除く)【配布場所】防災センター1階【配布量】1世帯・事業所当たり500ml(1日当たりの上限あり)。  
市危機管理室☎784-8166